

第10回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和3年10月5日（火）
- 2 開会日時及び場所
令和3年10月5日（火） 午後2時00分
雲仙市役所別館3階会議室及び各支所会議室（リモート開催）
- 3 閉会日時 令和3年10月5日（火） 午後3時45分
- 4 委員氏名

(1)出席者（19名）

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸
13番 坂本 博	14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝
17番 小筏 正治	18番 林田 剛	19番 馬場 保	

(2)欠席者（なし）

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事 補	原田 誠二
参事 補	藤吉 文女

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第54号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第56号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第57号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第7 報告第5号 非農地通知の発出について
- 日程第8 報告第6号 非農地判断の取消について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について

8 その他

午後 2 時 00 分開会

○事務局（藤吉 文女君） 議事開始の前にお願ひします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。

また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

また、今回は基盤強化法の集積計画では、鶴崎委員、坂本委員が関係者ですので、議事には参与することができませんが、農業委員会の意志により参考人として出席し、説明などのための発言は差し支えありません。

また、ほかの案件についての意見を求めるため、最後の議決時に退出していただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局（藤吉 文女君） 本日の出席者は、農業委員会法第 27 条第 3 項の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん、改めましてこんにちは。稲刈りの一番忙しい中にご参集頂きありがとうございます。本日は、リモートの方式で議事を進めますので、ご協力方よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから令和 3 年第 10 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願ひします。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第 12 条の規定により、5 番、山崎委員、6 番、本田両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 53 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから、日程第 8、報告第 6 号、非農地判断の取消についてまでの議案 5 件、報告 2 件となります。

それでは、日程第 2、議案第 53 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書 2 ページをごらんください。

〔議案第 53 号の朗読〕

議案書 3 ページ、受付番号 31 番から 33 番まで 3 件の申請があつております。詳しくは別添 1 をごらんください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 聞こえますか。

○議長（馬場 保君） はい。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、受付番号31番です。

受付番号31番は、規模拡大のため買い受ける案件です。基盤強化法でも同じ所有者から買い受ける申請が上がっていますが、本案件の土地には抵当権がついているため、3条の申請になっております。

現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号31番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。南串、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） それでは、ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 草野です、聞こえますか。

○議長（馬場 保君） はい。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会分は、受付番号32番、33番です。

受付番号32番は、遠方に住んでおり耕作できないため、兄に贈与する案件です。

受付番号33番は、規模拡大のため譲り受ける案件です。

現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号32番から33番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。南串の方。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） はい、分かりました。ご質疑がないようですので、議案第53号、受付番号31番から33番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第54号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いいたします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書4ページをごらんください。

〔議案第54号の朗読〕

議案書5ページをごらんください。受付番号14番から15番です。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、受付番号14番です。

受付番号14番は、農家住宅用地の拡張として追認申請が提出されています。申請地は令和3年9月9日に農振除外されておりますが、10ヘクタール以上の農地の集団にあることから、第2種農地と判断しました。しかし集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われます。

受付番号14番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号14番についてご質疑がありましたらお願いいたします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） はい、中部調査会です、聞こえますか。聞こえない。

○議長（馬場 保君） 聞こえますか。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、受付番号15番です。

受付番号15番は、農業用施設用地へ転用する追認申請です。申請地は令和2年6月17日に農振の用途区分変更をしております。平成29年7月頃、農業用倉庫を建築する目的で前面の道路との高低差をなくし、直接車の乗り入れができるように基礎工事と構造物の設置、盛土工事を行っていたものです。

受付番号15番において、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号15番についてご質疑がありましたらお願いいたします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第54号、受付番号14番から15番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第55号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書6ページをごらんください。

〔議案第55号の朗読〕

議案書7ページ、受付番号50番から58番まで9件の申請があっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

まず、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、受付番号50番から54番となります。

受付番号50番、51番は、一般個人住宅用地として進入路用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の農地集団にあることから第1種農地と判断しました。しかし、集落に接続しているため、例外的に許可できる案件と思われます。

受付番号52番は、菜園用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団にあることから第1種農地と判断しました。しかし、今回の転用面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可できる案件と思われます。

受付番号53番は、既存店舗用地への一部への転用を計画されています。申請地は令和3年9月9日農振除外済み、雲仙市役所瑞穂総合支所から300メートル以内にあるため、第3種農地と判断しました。

受付番号54番は、一般個人住宅用及び家庭菜園用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

受付番号50番から54番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号50番から54番についてご質疑がありましたらお願いします。小浜の方、ご質疑ございますか。

○委員（7番 草野 英治君） 受付番号50番について、いいですか。

○議長（馬場 保君） 議席番号とお名前を。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番の草野です。

○議長（馬場 保君） はい。

○委員（7番 草野 英治君） 受付番号50番について、譲受人が大町さんで、譲渡人が島田さん、図面を見た状態で大町さんの土地がこれだけ、これは逆じゃないでしょうかね。譲渡人と譲受人の。

○議長（馬場 保君） 事務局、わかりますか。

○委員（7番 草野 英治君） 譲受人が大町さんで、渡人が（発言する者あり）大町さんの。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） すいません、東部調査会長の徳永さん、説明できますか。

○委員（9番 徳永 玉義君） これそのまま問題ないんじゃないですか。貸し人と買い人やから、島田さんが渡し人ですよ。

○委員（7番 草野 英治君） 渡し人。

○委員（9番 徳永 玉義君） 譲り受けが大町さんですよ。譲り渡し。大町さんが借り受けだから。（発言する者あり）

○事務局（原田 誠二君） すいません、事務局です。草野さんですよ。別添2の17ページば言いよらすですかね。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明をお願いします。事務局。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。別添2の15ページ、進入路用地を893-10を買うことによって、大町さんが893-3も一緒に購入される予定なので、まだ字図のほうでは名義が変わっておりません。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。資料のさっき言った17ページを見てください。別添2の17ページ。よかですか、17ページ。ここで、この大町さんはまず島田久美子さんの宅地893-3、ここに家ば建てらすとですけど、土地ば買うてですね、宅地の。それじゃ足りんけん、下の農地をちょっと分筆したところを宅地の一部で買います。そして893-10、これが宅地とかに進入する道路ということになります。

以上です。

○議長（馬場 保君） よろしいですか、草野委員。

○委員（7番 草野 英治君） ちょっと説明が聞こえなかったみたいなので、もう一回お願いしてもよかでしょうか。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。17ページですね。すいません、17ページです。そのの、これまず大町さんは、この島田久美子さんの宅地と併用して農地を買って家を建てます、一つはですね。そのの宅地部分が足りないところが分筆して細いところ、893-6が宅地になつとですね。そして893-10、これが進入路として買わずとですけど、所有者も持ち分ば持つことになります。なので、どっちも5条で申請をされています。

以上です。

○議長（馬場 保君） 今の説明でよろしいですか。

○委員（4番 池田 兼三君） ちょっといいですか。

○議長（馬場 保君） はい、池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） 53かね、54の申請書受付はちょっとないようですけど。

○事務局（藤吉 文女君） はい。受付印がないということだと思います。

○委員（4番 池田 兼三君） 受付の番号は入ってないんですけど、これ33ページですね。33ページが受付がないんですけど、これは。

○議長（馬場 保君） 事務局よろしくお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。申し分ありません、後で打っておきます。

以上です。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（4番 池田 兼三君） これは、あるとき受け付けするために印鑑は受付印を押してあるわけでしょう。押してないということは、これは受付をしてないということじゃないの。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。申し分ありませんでした。以後、気をつけます。

以上です。

○委員（4番 池田 兼三君） はい、オーケー。

○議長（馬場 保君） よろしいですね。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会の松尾です。

中部調査会関係分は、55番から56番です。

受付番号55番は、一般個人住宅用地への転用申請です。申請地は令和3年6月30日付で農振除外の公告が下りています。

受付番号56番は、共同住宅用地への転用申請です。申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域にあり、第2種農地と判断しました。

受付番号55番から56番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号55番から56番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。南串の方いかがですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会、お願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。西部調査会分は、受付番号57番、58番です。

受付番号57番は、レストラン用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にあることから第2種農地と判断しました。

受付番号58番は、駐車場用地として転用を計画されています。申請地は、令和3年9月9日付で農振除外の公告が下りており、受付番号57番から58番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号57番から58番について、ご質疑がありましたらお願いします。瑞穂はご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑がないようですので、議案第55号、受付番号50番から58番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第56号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決

定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書10ページをごらんください。

〔議案第56号の朗読〕

議案書11ページ、整理番号1番から議案書50ページ、整理番号64番までです。整理番号1番から31番については貸借に係る案件、32番から48番については所有権移転に係る案件、49番から64番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。詳しくは別添3をごらんください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第56号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から31番について、ご質疑ありませんか。小浜はご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号32番から48番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号49番から64番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、鶴崎委員、坂本委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律31条第1項の規定により退室をお願いします。

〔12番 鶴崎委員 13番 坂本委員 退室〕

○議長（馬場 保君） 瑞穂町、東委員、坂本委員は退室されましたか。（発言する者あり）ありがとうございます。

それでは、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第56号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、鶴崎委員、坂本委員の入室をお願いします。

〔12番 鶴崎委員 13番 坂本委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

次に、日程第6、議案第57号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書51ページをごらんください。

〔議案第57号の朗読〕

議案書52ページ、整理番号1番から2番です。本案件は再配分となっております。詳しくは、別添3をごらんください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤促進強化法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第57号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。小浜の方、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第57号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

次に、日程第7、報告第5号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書53ページをごらんください。

〔報告第5号の朗読〕

○事務局（藤吉 文女君） 議案書54ページをごらんください。受付番号1番です。本案件は、所有者より申出があった農地を地元農業委員に確認していただき、B分類と判断されたため非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第5号についてご質疑がありましたらお願いします。南串の方、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑がないようですので、報告を終わります。

次に、日程第8、報告第6号、非農地判断の取消について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書55ページをごらんください。

〔報告第6号の朗読〕

議案書56ページ、受付番号1番から2番です。これらの案件については、令和2年の農地パトロールの結果B分類と判断された農地に対して、令和3年3月30日付で非農地通知を発出しました。その後、異議申立てのあった案件について、地元農業委員に再度調査依頼をし、申立てのとおり自己保全・耕作等が認められたため、非農地判断を取り消したものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

報告第6号についてご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りいたします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後2時57分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（馬場 保君） 定刻になりましたので、引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方、よろしくをお願いします。

それでは、早速本日の協議に入ります。

農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） すみません、事務局です。その前に、お手元の資料の確認をします。

まず、3枚、3部あると思います。1枚目が農政に係る協議のレジюмеですね。2枚目が農振からのあれに対する回答案です。3枚目がちょっと分厚い付近状況図とか現地図、写真図です。皆さん、お持ちでしょうか。

そしたら、今から説明します。

農振のほうから、除外についての意見を求めるということで来ましたので、それについて説明いたします。

まず、お手元の回答案と付近図をご用意ください。それで説明します。

まず、回答案の1ページをご覧ください。

番号1番ですけども、国見町の案件です。ここは、平野さんという方が住宅地を広げることでの申請です。この方は、ちょっと4条になるんですけど、追認ということで、平成8年に母屋を増築したと、29年にも外国人労働者を受け入れるために宅地、住宅を増築したと。そのときに、境界線を見誤って、誤認という形で広げちゃったというところですよ。

うちのほうの回答としましては、農地法第4条ということで、まず、簡易手続相当の違反案件、境界線を誤認してしまったということで、それに該当すると、そして10ヘク以上の集団の農地なので、第1種農地ではありません。ただし、既存の住宅の拡張で、2分の1を超えないもので建設されるものですから、許可（追認）ですね、見込みと判断されるということで回答しようかと思います。

次に、ナンバー2、瑞穂の分です。ここも追認です。前田さんという方ですけども、ここも平成9年に住宅を建設したと、そのときに、農地の一部を庭とか農機具置場として使ってしまったと、今度、新しくその後ろに農業用施設を建てようとしたことで分かったということで、ここも4条の追認ということで、簡易手続相当の違反案件基準ということで、20年以上は引き続き、非農地であるということなので、それに該当するかと思います。すみません、これ、第2種ですね。そして、10ヘクタール以下の区域なので、第2種なので、一応4条許可の追認はできるかと判断されますということで、回答しようかと思います。

次に3番、ここも瑞穂です。ここは一般個人住宅用地に転用したいということで、農振除外の申請されています。ここは、10ヘク未満の生産性の低い農地の団地内なので、第2種農地と判断できるので、農地法第5条の許可見込みと判断するというので、回答したいと思います。

次のページ、2ページをご覧ください。すみません、写真のほうは17ページからです。ナンバー4、これ、吾妻の案件です。ここも、三浦さんという方なんですけども、農地法第5条の許可（追認）ということでされます。一般個人用住宅と進入路ですね。ここも、簡易手続相当の違反案件基準

ということで、人為的なもので、かつ20年以上引き続きということで、該当するかと思います。

そして、10ヘクタール以上の農地なので、第1種農地ですが、ここが、1種農地なんですけども、集落に接続しているということで、追認許可見込みと判断されるということで回答したいと思います。

次は、ナンバー5です。吾妻町です。ここは、農地法第5条における許可で、住宅用地で申請するところです。ここは、水道と下水道の本管2管が接続される市道に接しており、かつ500メートル以内に吾妻中学校と土井歯科医院が存在するため、第3種農地と判断できますので、許可相当かと思われま。

ナンバー6は、愛野町です。ここは、従業員の駐車場と浄化槽の設置用地ということで除外申請をされるということです。ここは、10ヘクタール以上の農地内にあるため第1種農地と判断しました。しかし、この計画は、既存の施設の拡張に伴う部分が2分の1を超えないということなので、1種例外の許可は見込まれると思います。農地法第5条の許可が見込まれると思います。

次に、回答の3ページをご覧ください。ナンバー7、小浜です。ここは、会社の事業用の駐車場用地として転用をされるということで、農振除外を申請されています。農地が6筆で、ここは10ヘクタール未満の農地であると判断されますので、第2種農地ということで、許可相当と判断するというで回答したいと思います。

次、ナンバー8、南串山町です。ここも、事業用の駐車場用地として農振除外及び転用の申請をしたいということです。

まず、ここが10ヘクタール以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断しました。しかしながら、ここに居住する方の業務上必要な施設であることから、集落接続ということで、第1種農地の例外規定として判断できるとしますので、農地法5条の許可見込みと回答したいと思います。

最後ですけど、ナンバー9、これ愛野町なんですけども、これは編入です。除外じゃなくて編入です。第1種農地の中に宅地がありまして、それを桃山田土地改良区の事業として利用したいということで、編入ということで出されております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。南串の方、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、その他に移ります。

事務局、説明を。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。今度、11月5日なんですけど、総会を午前中にして、午後から、この前から延期になっていました年金の会議と3市の研修、雲仙市分ですね、を行おうと思っ

ております。

まず、この日程で大丈夫、もうこれで行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 3市の研修、総会は場所はどこですか。（「ふるさと会館」という者あり）

○議長（馬場 保君） ふるさと会館だそうです。3市合同ではなくて、雲仙市の研修です。

○委員（14番 東 康敬君） あ、雲仙市。

○議長（馬場 保君） 雲仙市。

○委員（14番 東 康敬君） 3市って言うもんじゃけんさ。

○事務局（原田 誠二君） 一応、また通知は差し上げたいと思います。場所は、吾妻町のふるさと会館です。

で、すみません、3市と言うたんですけど、3市で開催できないので、雲仙市分だけをするということですよ。

○議長（馬場 保君） ほかに何かございますか。何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

意見もないようですので、これをもちまして、農政推進に係る協議を終了します。皆様、お疲れさまでした。

午後3時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年10月 5日

議 長

署名委員

署名委員